

短期入所生活介護 及び 介護予防短期入所生活介護

たにやまの里（ユニット型） 運営規程

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の運営規程は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、「指定基準」という）に規定されている運営規程の記載内容とともに、指定基準上必要と思われる内容についても盛り込んだものとして作成されています。また、平成18年度から実施された「介護サービス情報の公表」への対応も考慮しています。運営規程の各条項に対応する指定基準及び介護サービス情報の公表については以下の通りです。

運 営 規 程		指 定 基 準
第 1 章 事業の目的と運営の方針		
第 1 条 （事業の目的）		第 140 条の3 （基本方針）
第 2 条 （運営の方針）		〃
第 3 条 （事業所の名称及び所在地等）		
第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容		
第 4 条 （従業者の職種・員数及び職務内容）		第 121 条 （従業者の員数）
第 3 章 利用定員と送迎		
第 5 条 （利用者の定員）		第 123 条 （利用定員等）、 第 138 条 （定員の遵守）
第 6 条 （通常の送迎の実施地域）		
第 4 章 設備及び備品等		
第 7 条 （居室）		第 140 条の4 （設備及び備品等）
第 8 条 （共同生活室）		〃
第 9 条 （浴室）		〃
第 10 条 （洗面所及び便所）		〃
第 11 条 （介護職員室）		
第 12 条 （その他の設備）		
第 5 章 同意と契約		
第 13 条 （内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）		第 125 条 （内容及び手続きの説明及び同意）
第 14 条 （受給資格等の確認）		第 140 条 （受給資格の確認）
第 6 章 サービスの提供		
第 15 条 （短期入所生活介護計画の作成）		第 129 条 （短期入所生活介護計画の作成）
第 16 条 （サービスの取り扱い方針）		第 140 条の7 （指定短期入所生活介護の取扱方針）
第 17 条 （短期入所生活介護の内容）		
第 18 条 （食事の提供）		第 140 条の 9
第 19 条 （相談及び援助）		第 134 条 （相談及び援助）
第 20 条 （機能訓練）		第 132 条 （機能訓練）
第 21 条 （健康管理）		第 133 条 （健康管理）

第 22 条（その他のサービスの提供）	第 140 条の 10（その他のサービスの提供
第 23 条（利用料及びその他の費用）	第 127 条（利用料等の受領）
第 24 条（利用料の変更等）	
第 7 章 留意事項	
第 25 条（喫煙）	
第 26 条（飲酒）	
第 27 条（衛生保持）	
第 28 条（禁止行為）	
第 29 条（利用者に関する市町村への通知）	第 26 条（利用者に関する市町村への通知）
第 8 章 従業者の服務規程と質の確保	
第 30 条（従業者の服務規程）	
第 31 条（衛生管理）	第 104 条（衛生管理等）
第 32 条（従業者の質の確保）	
第 33 条（個人情報の保護）	第 33 条（秘密保持等）
第 9 章 緊急時、非常時の対応	
第 34 条（緊急時の対応）	第 136 条（緊急時等の対応）
第 35 条（事故発生時の対応）	第 37 条（事故発生時の対応）
第 36 条（非常災害対策）	第 103 条（非常災害対策）
第 10 章 その他	
第 37 条（地域との連携）	第 139 条（地域等との連携）
第 38 条（勤務体制等）	第 101 条（勤務体制の確保等）
第 39 条（業務継続計画の策定等）	
第 40 条（記録の整備）	第 139 条の 2（記録の整備）
第 41 条（苦情処理）	第 36 条
第 42 条（身体拘束原則禁止）	
第 43 条（虐待の防止に関する事項）	
第 44 条（掲示）	第 32 条（掲示）
第 45 条（協力医療機関等）	
第 46 条（その他）	

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人喜入会が開設する短期入所生活介護たにやまの里（以下、「事業者」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム たにやまの里
- (2) 所 在 地 鹿児島市谷山中央4丁目4817-3
- (3) 開設年月日 令和7年5月1日

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする
- (2) 医師 1人以上（非常勤・嘱託）
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うものとする
- (3) 生活相談員 1人以上（常勤）
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行うものとする
- (4) 介護職員 14人以上（常勤換算）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行うものとする
- (5) 看護職員 2人以上（常勤換算）
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行うものとする
- (6) 栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行うものとする

- (7) 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする

- (8) 調理員その他の従業者 1人以上

必要な事務等を行うものとする

第3章 利用定員と送迎

第5条（利用者の定員）

利用できる定員は40人（4ユニット 空床利用）とする。

第6条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、原則鹿児島市（但し、片道30分圏内に限る）とするものとする。

第4章 設備及び備品等

第7条（居室）

事業者は、入居者の居室にベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を備品として備えるものとする。

第8条（共同生活室）

事業者は、利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する、共同生活室を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類、目的に応じた機能訓練器具等を備えるものとする。

第9条（浴室）

事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けるものとする。

第10条（洗面所及び便所）

事業者は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けるものとする。

第11条（介護職員室）

事業者は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設け、机・いすや書類及び保管庫等必要な備品を備えるものとする。

第12条（その他の設備）

事業者は、設備としてその他に、医務室、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室等を設けるものとする。

第5章 同意と契約

第13条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

第14条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援及び要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができるものとする。

第6章 サービスの提供

第15条（短期入所生活介護計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載するものとする。
- 4 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握するものとする。

第16条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態及び要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図りながら利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援するものとする。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行うものとする。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行うものとする。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上

必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第17条（短期入所生活介護の内容）

短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- （１）日常生活上の介護
- （２）食事の提供
- （３）機能訓練
- （４）健康管理
- （５）相談・援助
- （６）送迎

第18条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供することとする。

- 2 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うこととする。
- 3 事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保することとする。
- 4 事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援することとする。
- 5 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食	8 : 0 0	～	9 : 0 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 0 0
夕食	1 7 : 3 0	～	1 8 : 3 0

第19条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

第20条（機能訓練）

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施するものとする。

第21条（健康管理）

事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとることとする。

第22条（その他のサービスの提供）

事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行うものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

第23条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。（介護保険負担割合証に定める割合とする）

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにすることとする。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収することとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - (2) 滞在に要する費用 1日につき
 - *介護保険負担額認定書の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とする。
 - (3) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用
 - (6) 理美容代 （実費）
 - (7) その他、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当って、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第24条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができるものとする。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

第25条（喫煙）

喫煙は、事業所内の全館禁煙とすることとする。

第26条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とすることとする。

第27条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力することとする。

第28条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはならないこととする。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

第29条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態及び要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

第8章 従業員の服務規程と質の確保

第30条（従業員の服務規程）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。服務に当っては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける
- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及びその周知・啓発、相談体制（担当者・窓口）の整備の必要な措置を講じるものとする。

第31条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

第32条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保するものとする。

第33条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守することとする。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。また、利用者家族の情報をを用いる場合は、当該家族の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

第9章 緊急時、非常時の対応

第34条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

第35条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第36条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対

し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施するものとする。

- 3 当施設の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害計画を策定することとする。

第10章 その他

第37条（地域との連携）

事業所の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

第38条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとする。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行うものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第39条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第41条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、鹿児島県国民健康保険団体連合会、福祉サービス運営適正化委員会（鹿児島県社会福祉協議会）の調査に協力するとともに、鹿児島県国民健康保険団体連合会、福祉サービス運営適正化委員会（鹿児島県社会福祉協議会）の指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

第 42 条（身体拘束原則禁止）

事業者はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- （１）身体拘束廃止委員会を３ヶ月に１回程度、定期的に設置するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い（年２回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
- （２）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- （３）利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

第43条（虐待の防止に関する事項）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （１）虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （２）虐待の防止のための指針を整備する。
- （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施する。
- （４）前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第44条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

第45条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるものとする。

第46条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 2 事業者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 3 事業者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

附則

- 1 この規程は、令和７年５月１日から施行する。

※ この「運営規定」は、全国老人福祉施設協議会のモデルを基に作成されています。